

●香川県告示第93号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、観音寺港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
観音寺2	基点第1号から175度09分50秒に引いた線、基点第1号から基点第12号までを結んだ線及び基点第12号から204度27分00秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

2 基点の位置

第1号	四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒）から184度44分19秒、1379.27メートル、観音寺市風瀬町1番の表示杭
第2号	基点第1号から295度35分43秒、80.47メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第3号	基点第2号から295度58分39秒、21.80メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第4号	基点第3号から342度25分25秒、6.06メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第5号	基点第4号から294度27分00秒、108.30メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第6号	基点第5号から345度44分35秒、7.30メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第7号	基点第6号から317度51分45秒、9.37メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第8号	基点第7号から294度26分56秒、31.78メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第9号	基点第8号から253度51分45秒、2.13メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第10号	基点第9号から294度27分00秒、53.99メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第11号	基点第10号から333度05分56秒、2.14メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭
第12号	基点第11号から294度27分01秒、28.15メートル、観音寺市風瀬町22番の表示杭